

## ○名寄市立大学学生委員会規程

平成 22 年 2 月 23 日

改正 平成 28 年 3 月 16 日

平成 30 年 6 月 6 日

### (設 置)

第 1 条 名寄市立大学（以下「本学」という。）に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任 務)

第 2 条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 本学学生の福利厚生及び保健福祉に関すること
- (2) 本学学生の課外活動に関すること
- (3) 学長が諮問した事項及び教授会が付託した事項
- (4) その他本学学生の厚生補導に関すること

### (組 織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教授会の承認を得るものとする。

- (1) 保健福祉学部各学科及び教養教育部から推薦された教員計 5 名
- (2) 学生部長

2 委員会は、必要に応じて教職員を委員会に参加させることができる。

### (任 期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

### (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員会の承認のもとに委員長が指名する。

### (庶 務)

第 6 条 委員会の庶務は、事務局学生課が処理する。

### (雑 則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名寄市立大学学生委員会規程（平成 18 年 7 月 5 日）は廃止する。

### 附 則（平成 28 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。